



平成 30 年 10 月 5 日

## 平成 30 年度予算執行調査（後半調査）の結果について

- 財務省及び財務局が実施する平成 30 年度の予算執行調査の対象とした 45 件のうち、調査の終了した 10 件の調査結果が財務省において公表されましたので、お知らせいたします。

（参考）他の 35 件の調査結果については、平成 30 年 7 月 6 日公表済。

### <財務省のホームページ>

[https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2018/sy3010/3010b.htm](https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2018/sy3010/3010b.htm)

- このうち財務局が実施した調査は 8 件（別紙①）で、近畿財務局は「法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等」と「官報における共同掲載等の活用状況」の取りまとめを行いました（別紙②）。

（参考）

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。



【お問合せ先】財務省近畿財務局 理財部 主計第2課

TEL 06-6949-6365



## 財務局が実施した調査対象事案一覧

NO.	省庁名	調査事案名
1	内閣府	子どものための教育・保育給付
2	厚生労働省	高額医療機器の配置状況等
3	厚生労働省	生活困窮者等に対する就労支援
4	厚生労働省	法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等
5	農林水産省	水田農業に対する支援の在り方
6	各府省	官報における共同掲載等の活用状況
7	各府省	多量発送文書に係る郵送料
8	各府省	情報システムにおけるヘルプデスク等経費

※網掛けは近畿財務局取りまとめ事案

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(24) 法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等			調査対象 予 算 額	平成29年度：2,737,209百万円の内数 (参考 平成30年度：2,774,478百万円の内数)		
省庁名	厚生労働省	会計	一般会計	項	介護保険制度運営推進費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	介護給付費等負担金ほか5目	取りまとめ財務局	(近畿財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

厚生労働省が公表する「介護事業経営実態調査」及び「介護事業経営概況調査」（以下「介護事業経営実態調査等」という。）については、介護に関する各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に行われている統計調査の1つである。近年の報酬改定においては、本調査における介護事業者の収支状況も踏まえつつ、介護報酬改定が行われており、当該調査の重要性・有用性は高く、その内容についても高い信頼性が求められている。

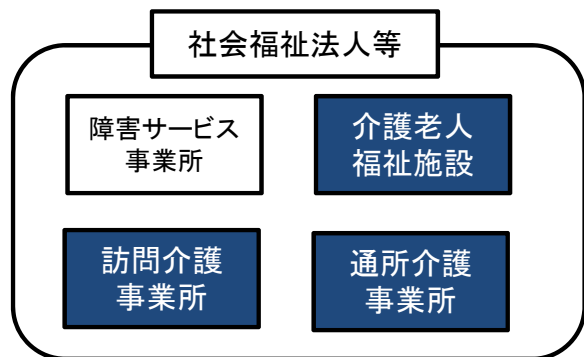
#### 【介護事業経営実態調査対象】

- ・ 調査対象：全ての介護保険サービス（介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所）
- ・ 調査の周期：3年周期（改定後3年目の5月）
- ・ 調査の範囲：改定後2年目の1年分の収支状況
- ・ 調査客体数：31,944事業所等、有効回答数15,062、有効回答率47.2%（数字は、平成29年度調査）

※ 介護事業経営概況調査は、調査の周期は改定後2年目の5月、対象の範囲は改定前後の2年分の収支状況で、調査客体数は介護事業経営実態調査の概ね半分。

介護事業経営実態調査等は、介護に関する各サービス施設・事業所の経営状況を調査するものであり、その経営主体である法人ごとの経営状況等との関連性については明らかでないため、本予算執行調査を通じて法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等について分析を行うものである。

### 【図1】介護事業経営実態調査等のイメージ

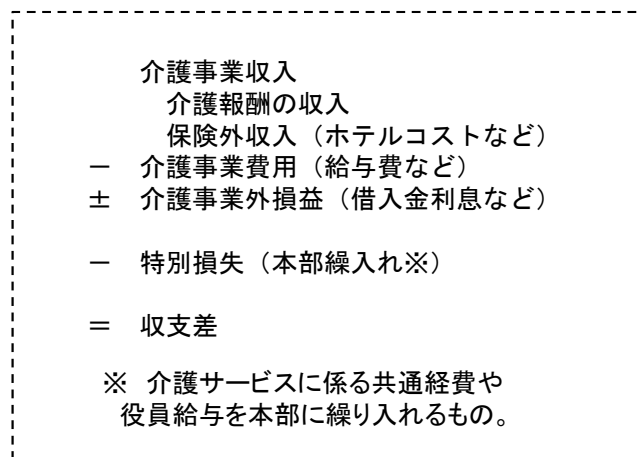


■ : 介護事業経営実態調査等の対象事業所

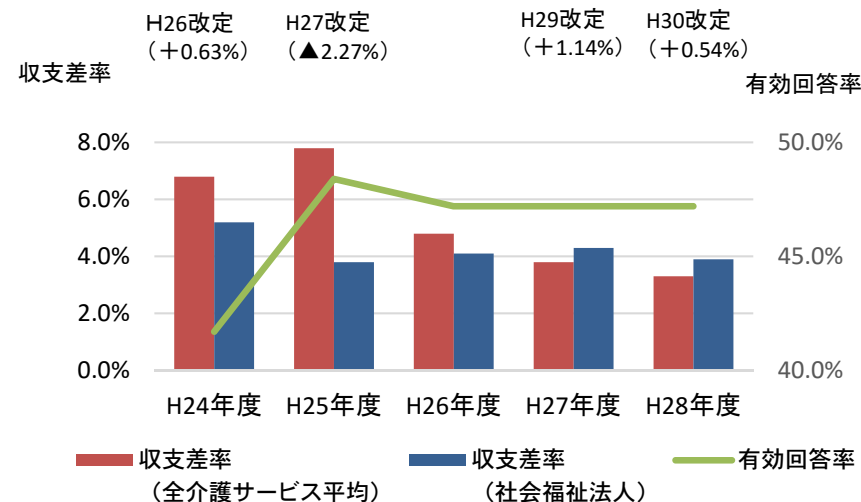
(注1) 調査対象には、社会福祉法人のほか、営利法人や医療法人傘下の介護サービス事業所・施設が含まれる。

(注2) (独)福祉医療機構の調査レポート(2018年1月)によると、平成28年度社会福祉法人の主たる事業別構成では、介護保険事業は41%、保育事業が37%、障害福祉が12%となっている。

### 【図2】介護事業者の収入・費用のイメージ



### 【図3】介護事業者の収支差率の推移



(出典) 社会福祉法人の収支差率は、(独)福祉医療機構が運営を行っているWAMNETのデータ。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (24) 法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等

## ②調査の視点

### 1. 法人と事業所の収支差率の関係

介護事業経営実態調査等は、事業所別に経営状況に関するデータを集計している。このため、(独)福祉医療機構が管理するWAMNETに掲載されている社会福祉法人(以下「法人」という。)ごとの財務諸表データと突合することで、法人レベルでの収支差率と事業所レベルでの収支差率の関係性を確認する。

※ 今回の調査において収支情報をマッチングできたのは、2,922件の事業所別データ。

### 2. 法人と事業所の経営状況別要因分析

上記1.の分析結果を踏まえ、法人と事業所の経営状況の関係性について、法人規模別のデータ及び財務局の現地調査等を通じて更に経営状況を分析する。【30事業所に現地調査等を実施。】

### 3. 他の介護関連統計との比較

他の介護関連統計データとの間で比較を行い、統計の質の更なる向上の必要性について確認する。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 法人と事業所の収支差率の関係

法人と事業所の収支差率の関係性【図4】については、法人の収支差率がプラスの法人で事業所の収支差率がマイナスの先が26%に対して、その逆は13%となっており、平成29年度調査においては、事業所の収支差率の方が法人の収支差率よりも悪くなっている傾向が見られた(各法人は介護以外の事業も行っているため、法人と事業所の収支差率について単純な統計的關係は確認できない)。

さらに、法人と事業所との間には、法人全体に係る共通経費を「本部費繰入」として事業所から法人へと付け加えが行われていること(会計基準上、合理的な配分基準に基づき、継続的な適用が要件)に着目し、その影響を確認した。

この「本部費繰入」を行っている381事業所では、「本部費繰入」により赤字に転じているものが45(全体の1%)と僅かで大きな関係性は見いだせなかった。他方で、381事業所のうち、15事業所が収益の20%を超える「本部費繰入」を行い、最大で約半分(48%)を繰り入れている事業所も見られ、今後、「本部費繰入」の取扱いについては確認が必要と考えられる。

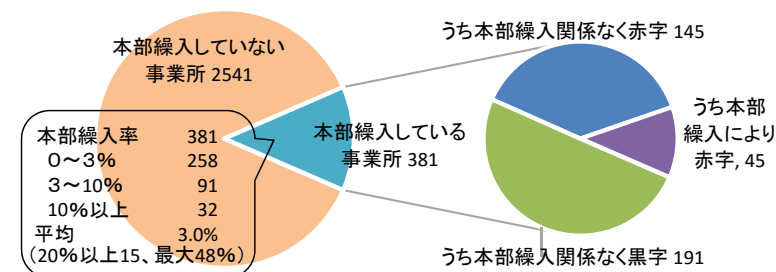
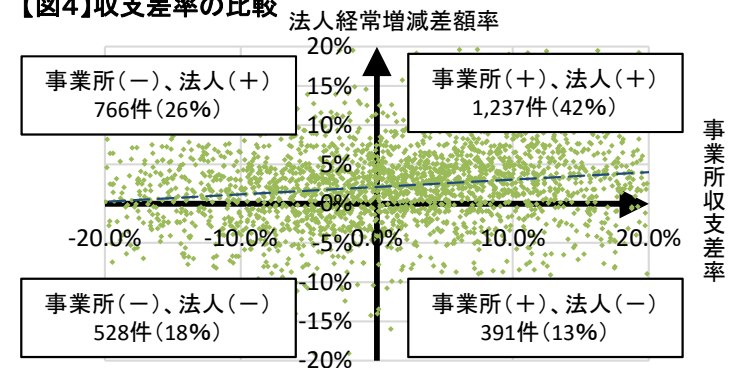
なお、財務局における事業所への現地調査等を行ったところ、「本部費繰入」において、本調査が介護サービスにおける収支を調査するものにもかかわらず、例えば、その他の事業のための施設整備費等を計上するなど、介護サービスの収支差率の算出にそぐわないものと思われるのが見られた。

### 2. 法人と事業所の経営状況別要因分析

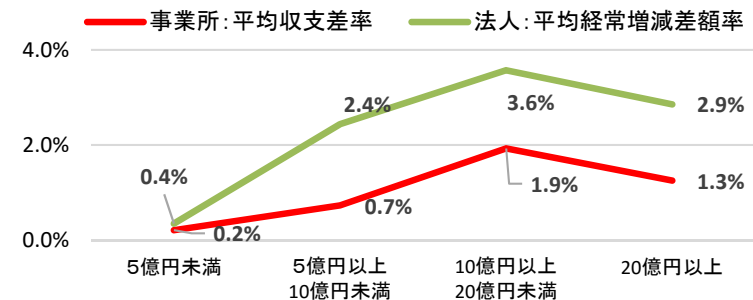
#### (1) サービス活動収益(売上規模)別収支差率

法人のサービス活動収益(売上規模に相当)別の収支差率は、【図5】の結果となった。事業所及び法人両方も、サービス活動収益が5億円未満の場合には、収支差率は低位に留まる一方、一定以上の経営規模の場合には比較的安定した収益水準となっており、経営規模の確保は事業所、法人ともに重要と見られる。

【図4】収支差率の比較



【図5】サービス活動収益(売上規模)別収支差率



サンプル数	5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上20億円未満	20億円以上
事業所(2,922件)	626	880	690	726
法人(1,608件)	492	544	352	220

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (24) 法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等

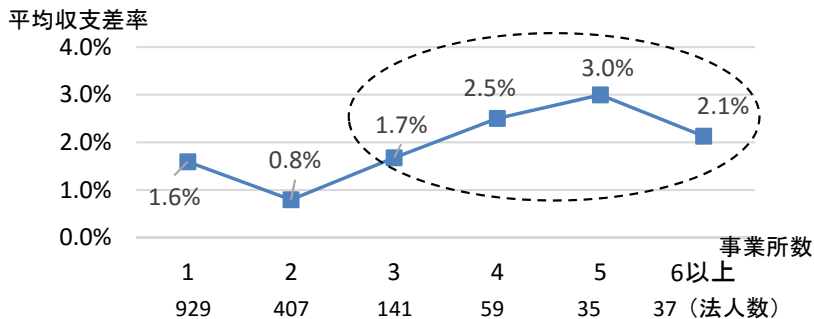
## ③調査結果及びその分析

### (2) 1法人当たりの事業所数と平均収支差率の関係

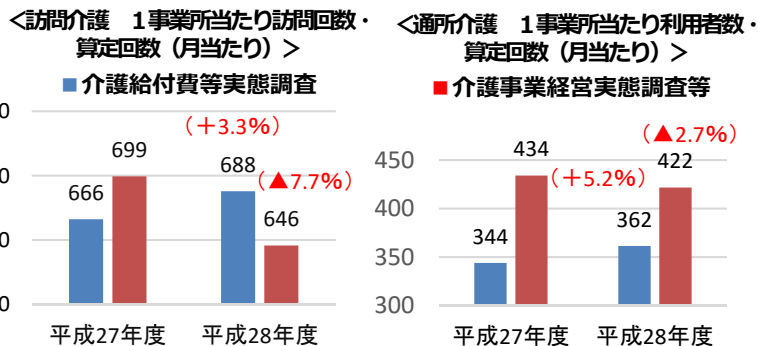
複数の介護事業所を有する1法人当たりの平均収支差率【図6】については、3～5事業所を有する法人は、1又は2の事業所を有する法人と比較し、平均収支差率が高い傾向となっており、一定以上の経営規模の確保は重要と考えられる。

財務局における実地調査により、こうした背景には、本部機能の統合、給食事業の共同化、おむつ等の消耗品、ベッド・医療機器等の共同購入によるコスト削減努力があると分かった。なお、この他に、法人の垣根を超え、近隣の他法人との共同購入を行うといった先進的な例も見られた。

【図6】 1法人当たりの事業所数と平均収支差率の関係

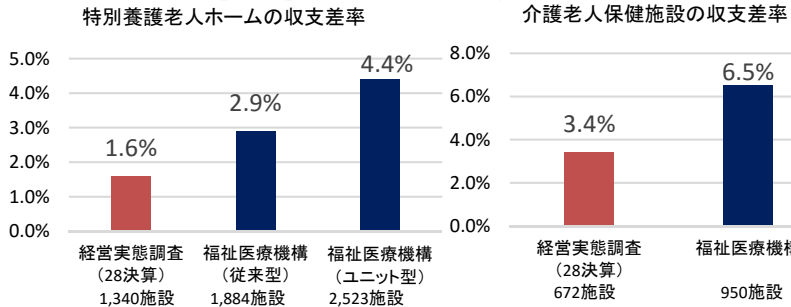


【図7】 介護給付費等実態調査との比較



(注) 介護事業経営実態調査等は、訪問介護は月当たり延べ訪問回数、通所介護は利用者数。介護給付費等実態調査は、基本サービス費の算定回数。

【図8】 経営分析参考指標との比較



(出所) 厚生労働省「平成28年度 介護事業経営概況調査」、(独)福祉医療機構「経営分析参考指標」  
 (注) 特養の計数は「経常収益対経常増減差額比率」を、老健施設は「経常利益対経常収益比率」。経営分析参考指標では、老健施設における併設短期入所も含めて集計するなど一定の集計上の差が存在する。

### 3. 介護事業経営実態調査等と他の介護関連統計との比較

介護関連の統計には、①介護レセプトデータを集計する厚生労働省の「介護給付費等実態調査」と、②(独)福祉医療機構が集計する「経営分析参考指標」があり、介護事業経営実態調査等とこれらとの比較を行った。

(注) (独)福祉医療機構は、介護施設等の開設にあたっての開設準備経費を融資しており、その融資先から1年ごとに施設ベースでの経営状況の報告を受けており、対象施設数も多く、データの信頼性は高いものと考えられる。

まず、「介護給付費等実態調査」との比較では、【図7】のとおり、平成28年度訪問・通所介護の1事業所当たりの算定回数等は同調査では増加している一方で、介護事業経営実態調査等では減少しており、逆の動きとなっている。次に、「経営分析参考指標」との比較では、【図8】のとおり、同統計データの集計された法人の方が介護事業経営実態調査等と比べて概ね経営状況も良く、統計間での差が大きい。

こうした差については、介護事業経営実態調査等の有効回答率の低さ(40%台後半)に伴う対象施設数の違いも一因となっている可能性がある。

(参考) 有効回答率については、例えば、厚生労働省が実施し、介護報酬改定のための基礎資料として活用している「介護従事者処遇状況等調査」の過去5回の有効回答率は70～80%程度。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 経営規模と経営状況の関係

介護サービス事業所については、一定の経営(収益)規模や事業所数がある場合に経営状況が良好な傾向が見受けられることから、介護サービス事業所等の経営の効率化・安定化などの観点から、介護サービスの経営主体の統合・再編等を促す施策を検討していくべき。

### 2. 調査内容・手法の見直しについて

介護事業経営実態調査等については、介護報酬の改定の際の基礎資料としての重要性に鑑み、調査内容の精査を行うことに加えて、他の統計との傾向の差異を検証することなどを通じて、調査の手法・集計方法等を見直し、精度を高めていくべき。

また、調査の有効回答率が例年低調であり、統計の精度向上の観点からも対象となる施設数を増加させるべきであることから、有効回答率の向上を図るべき。



# 総 括 調 査 票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名	(43) 官報における共同掲載等の活用状況			調査対象 予算額	-			
省庁名	各府省	会計	一般会計 各特別会計	項	-	調査主体	財務局	
組織	-			目	-	取りまとめ財務局	近畿財務局	

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 政府や政府関係機関等における物品、特定のサービスや建設工事などの調達については、一定額以上の契約をする場合には「政府調達に関する協定」等に基づき、内外無差別、公正・透明な調達手続によることとされ、「官報」により入札公告等を行うこととなっている。
- 官報への掲載については、「『政府調達に関する協定』等に基づく入札公告等の官報掲載方法について」(平成7年11月10日内閣外政審議室、外務省経済局総務参事官室、大蔵省主計局法規課、大蔵省印刷局官報課連名事務連絡。以下「事務連絡」という。)により、様式及び記載要領等が統一されるとともに、政府調達公告事務の効率化を図るため、共同掲載の積極的活用が要請されている。
- なお、官報への掲載料金は、掲載行数ごとに定まっており、共同掲載日に掲載した場合には、掲載事項の重複部分(枕詞や掲載順序)を排除でき経費の節減効果がある。

### 共同掲載について

事務連絡では、官報掲載事項のうち「調達予定」と「落札者等の公示」について、共同掲載日に掲載する共同掲載の積極的活用を要請

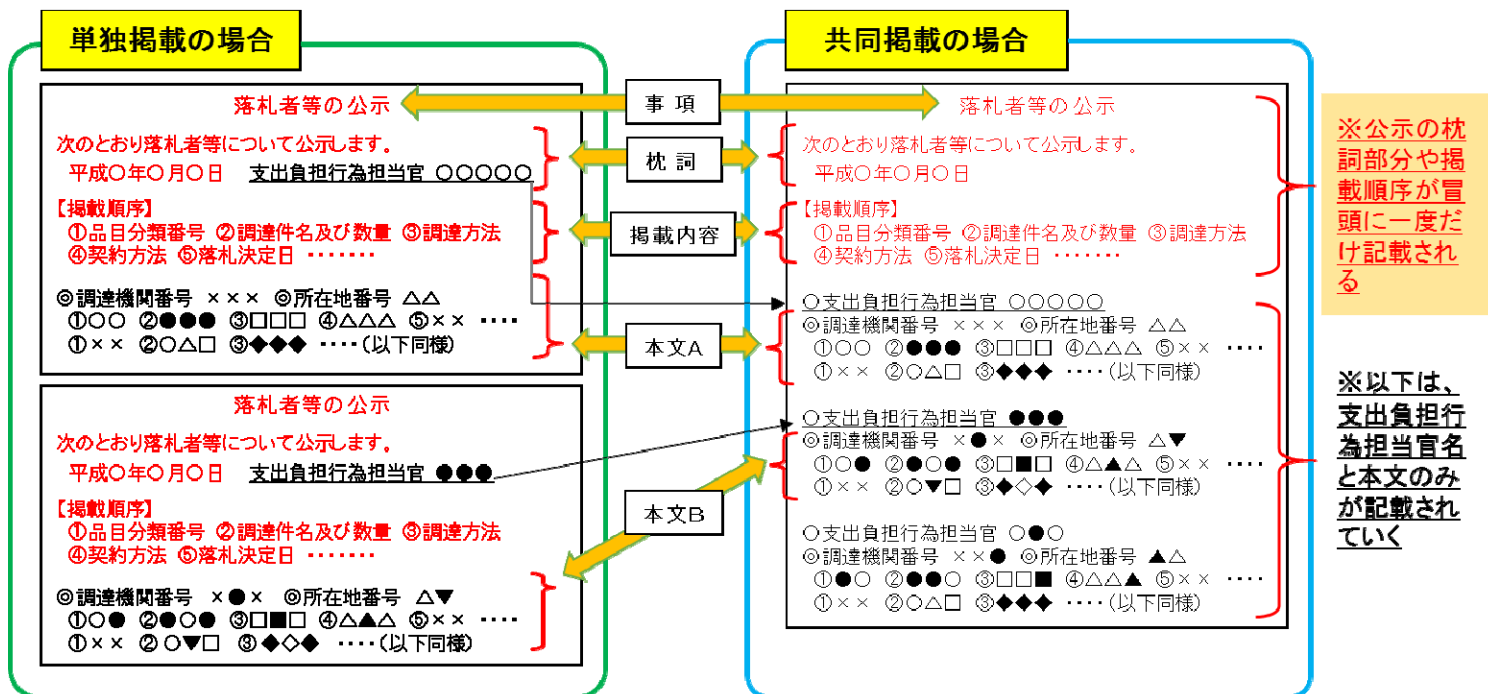
(注1) 官報掲載事項:

- ①入札公告、②入札公示、③資格、④調達予定、⑤招請、⑥随意契約に関する公示、⑦落札者等の公示、⑧報告

(注2) 共同掲載日: 毎月1、11、21日  
(休日の場合は翌掲載日)

(注3) 「落札者等の公示」における掲載内容例:

- ①品目分類番号、②調達件名及び数量、③調達方法、④契約方式、⑤落札決定日(随意契約の場合は契約日)、⑥落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所、⑦落札価格(随意契約の場合は契約価格)、⑧入札公告日又は公示日、⑨随意契約の場合はその理由、⑩指名業者名(指名競争入札の場合)、⑪落札方式



# 総 括 調 査 票

(行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (43) 官報における共同掲載等の活用状況

## ② 調査の視点

### 共同掲載の実施状況等について

事務連絡で積極的な活用を要請されている共同掲載の実施状況はどのようになっているか。

#### 【調査対象】

○平成28年12月から29年11月の間に官報掲載があるとした部局

本府省庁 : 44部局  
地方支分部局 : 156部局  
(下部機関は含まない。)

○平成28年12月から29年5月の半年間に掲載された官報を調査

## ③ 調査結果及びその分析

### 共同掲載の実施状況等について

今回、官報掲載実績のある本府省庁44部局及び地方支分部局156部局において掲載料金が掲載行数に応じて決まることや共同掲載日の活用を要請している事務連絡を認識しているか確認した。

#### ○掲載料金が掲載行数に応じて決まることについての認識

調査対象期間に官報掲載の実績があった200部局のほぼ全ての198部局が、掲載行数に応じた掲載料金体系になっていることを理解していた。

#### ○共同掲載日の活用を要請した事務連絡の認識【表1】

共同掲載日の活用を要請した事務連絡の存在を約8割の165部局が認識していた。また、調査対象期間において掲載された落札者情報等2,945案件のうち、9割弱の2,572案件が共同掲載日に掲載されていた。

【表1】事務連絡の認識と共同掲載の実施状況

区 分	事務連絡を認識していた	共同掲載の掲載案件数	共同掲載日の活用状況	
			うち 共同掲載日	うち 共同掲載日以外
本 府 省 庁	35部局 ( 79.5%)	1,532	1,335 ( 87.1%)	197 ( 12.9%)
地方支分部局	130部局 ( 83.3%)	1,413	1,237 ( 87.5%)	176 ( 12.5%)
合 計	165部局 ( 82.5%)	2,945	2,572 ( 87.3%)	373 ( 12.7%)

#### ○共同掲載日に掲載できていない理由【表2】

共同掲載を実施できていない理由について確認したところ、そもそも事務連絡を知らなかったという理由に加え、共同掲載する場合において、専用の様式で入稿するだけで特段の作業は生じないにも関わらず「掲載のタイミング、決裁スケジュール等との関係」、「事務負担が増大する」などといった誤解や認識不足があると思われる理由をあげた部局があった。

【表2】共同掲載できない理由（複数回答）

区 分	本府省庁	地方支分部局
4省連名の事務連絡の存在を知らなかった	5部局	8部局
掲載のタイミング、決裁スケジュール等との関係	10部局	23部局
事務負担が増大するため対応困難	2部局	2部局
共同掲載する案件が少ない	4部局	11部局

→ 誤解や認識不足

## ④ 今後の改善点・検討の方向性

### 共同掲載の実施状況等について

共同掲載については、政府調達に係る官報掲載についての事務連絡などに基づき共同掲載日に掲載するよう要請がなされており、既に、掲載案件のほぼ9割が、共同掲載日に掲載していることから、今後は、100%実施を目指し取り組んでいくこととし、そのため、各府省においては、事務連絡等の更なる周知徹底を図るべき。

### 官報掲載事務への取組について

- 入稿体制を構築することにより、共同掲載をほぼ100%実施できている官署【好事例:A省】
- ・周知徹底: 地方支分部局に対し、事務連絡や研修などで周知。
  - ・管理体制: 調達スケジュールの把握や官報掲載原稿の一元的な確認。